

公開買付説明書の訂正事項分

(第10回)

2026年1月

カロンホールディングス株式会社
(対象者：株式会社マンダム)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	カロンホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 秋山 幸功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カロンホールディングス株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、カロンホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マンダムをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなる

ことをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注10) 公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e－5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2026年1月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年1月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、①公開買付者が、2026年1月28日付で、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更したこと、②対象者より2026年1月28日に「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表されたことに伴い、記載事項及び添付書類である2025年9月26日付公開買付開始公告（同年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付「公開買付条件等の変更の公告」、同年11月19日付「公開買付条件等の変更の公告」、同年11月27日付「公開買付条件等の変更の公告」、同年12月15日付「公開買付条件等の変更の公告」、2026年1月5日付「公開買付条件等の変更の公告」及び同年1月15日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を、2026年1月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である2026年1月29日から、本書提出日である2026年1月28日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年2月12日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するとともに、上記公開買付開始公告を公開買付届出書の添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
 - ① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

- ① 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

- ③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

(4) 株券等の返還方法

第5 対象者の状況

6 その他

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公司公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、西村家株主が新SPC（下記「(3) 本公司公開買付けに関する重要な合意」の「① 本取引基本契約」において定義します。以下同じです。）に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（応募合意株主）」といいます。）は、本決済開始日後に、不応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（不応募合意株主）」といいます。）は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しております（なお、本ストラクチャー変更（以下に定義します。以下同じです。）に伴い、早期に本取引の資金として活用する観点から、本再出資（応募合意株主）については、本決済開始日後、本スクイーズアウト手続の完了を待たずに実施することを予定しておりますが、本再出資（不応募合意株主）については、公開買付規制上、買付予定数の下限の引き上げができるないことから、取引の実施を確実に遂行すべく、本ストラクチャー変更前と同様、不応募合意株式は本公司公開買付けには不応募のままでし、本スクイーズアウト手続の完了後に実施することを予定しております。）。また、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計は、本再出資（応募合意株主）及び本再出資（不応募合意株主）の完了時点において、総議決権の22.7%となることを想定しております。西村奨学財団は、新SPCが発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）の引受（以下「本A種優先株式引受」といいます。）（注9）を、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスは、新SPCが発行する普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の引受（以下「本普通株式引受」といいます。）（注10）及びB種優先株式（以下「本B種優先株式」といいます。）の引受（以下「本B種優先株式引受」といいます。）（注11）を行う予定です。本再出資を実施する理由は下記（注12）をご参照ください。

- (注9) 本A種優先株式は、議決権付株式とし、優先配当権、残余財産優先分配請求権、取得請求権及び取得条項が付される予定です。本A種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更（以下で定義します。以下同じです。）後の本公司公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公司公開買付価格」といいます。）と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、また、本普通株式及び本A種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるよう設計する予定です。また、西村奨学財団が本A種優先株式引受を行う理由は、公益法人が財産の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産を取得した場合において、公益法人が取得した買換資産を財産の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間内に、公益目的事業の用に直接供することが求められるところ、西村奨学財団が、本取引に係る資金の借入れとの関係で一定期間配当の支払いが制限される普通株式のみを引き受けた場合、配当収入の確実な見込みがないものとしてかかる要件を満たさないと考えられるため、優先配当権が付された本A種優先株式引受により、西村奨学財団が本再出資後もかかる要件を満たし、存続可能とすることを企図したものです。そのため、本A種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、取得の対価として、本A種優先株式に係る払込金額の総額を当該時点における本普通株式1株あたりの時価で除した数の本普通株式を交付する仕組みとする予定です。
- (注10) 本普通株式引受における本普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本買付価格変更後の本公司公開買付価格と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。
- (注11) 本B種優先株式は、無議決権株式とし、取得請求権及び取得条項が付される予定ですが、優先配当権及び残余財産優先分配請求権は付与しない予定です。本B種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更後の本公司公開買付価格と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定あり、また、本普通株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが本B種優先株式引受を行うこととする理由は、取得請求権及び取得条項を通じて、企業価値が一定程度上がった場合のみ議決権株式を所有することができる設計とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに、本取引後の対象者の企業価値向上に向けたインセンティブを有してもらいつつ、本再出資後のLumina International Holdings（下記「(2) 本公司公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公司公開買付

けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。) の新SPCに対する議決権割合を高めることにより、本公開買付価格を最大化することを企図したものです。具体的には、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、企業価値が一定程度上がるまでは取得の対価をなしとしつつ、企業価値が一定程度以上まで上がった場合には企業価値が上昇するにつれ、取得の対価として、交付される本普通株式の比率が段階的に上昇する仕組みとする予定です。そのため、本B種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2 第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、公開買付者は、本公開買付け成立後も西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが引き続き議決権を保有することで、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けるメリットが存在すると考えているため、本再出資に際して、一部は本普通株式とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに引き続き議決権を保有してもらうこととしております。

<中略>

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとなります。

なお、以下のパーセンテージは議決権比率を指します。また、公開買付者は、本取引に係る以下の一連の取引の実行後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを想定しております。

I． 本公開買付けの成立前（現状）

<中略>

II． 本公開買付け成立後（2026年1月下旬）

<中略>

III． 本再出資（応募合意株主）（2026年2月）（予定）

<中略>

IV． 本再出資後（応募合意株主）（2026年2月）（予定）

<中略>

V． 本スクイーズアウト手続後（2026年4月下旬）（予定）

<中略>

VI． 本再出資（不応募合意株主）（2026年5月～6月）（予定）

<中略>

VII． 本再出資後（不応募合意株主）（2026年5月～6月）（予定）



<中略>

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3D Investment Partners Pte. Ltd. (3DIP)（以下「3DIP」といいます。）に事業を統合したことに伴い、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てをHibiki Path Advisors SPC（以下「新ひびき」といいます。（注14））に譲渡（以下「ひびき間株式譲渡」といいます。）する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本応募契約（ひびき）の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う本応募契約（ひびき）の変更に関する合意書（以下「本合意書（本応募契約（ひびき））」といいます。）を締結いたしました。なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、旧ひびきは、新ひびきに対し、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てを無償で譲渡する予定であるため、新ひびきが法第27条の2第1項1号に規定される特別関係者に該当するか否かにかかわらず、当該譲渡は、法第27条の5第1項が禁止する公開買付けによらない買付け等に該当せず、同項に抵触するものではないと考えているとのことです。また、公開買付者は、対象者が2026年1月14日付で公表した「（変更）「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年1月14日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、2026年1月13日付で、KKR（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の

過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。)から2026年1月13日付意向表明書(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。)を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することといたしました。

(注14) なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、新ひびきは3DIPの傘下の法人であり、旧ひびきと同一のグループに属する法人ではないとのことです。

<後略>

<前略>

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、西村家株主が新SPC（下記「(3) 本公司開買付けに関する重要な合意」の「① 本取引基本契約」において定義します。以下同じです。）に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（応募合意株主）」といいます。）は、本決済開始日後に、不応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（不応募合意株主）」といいます。）は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しております（なお、本ストラクチャー変更（以下に定義します。以下同じです。）に伴い、早期に本取引の資金として活用する観点から、本再出資（応募合意株主）については、本決済開始日後、本スクイーズアウト手続の完了を待たずに実施することを予定しておりますが、本再出資（不応募合意株主）については、公開買付規制上、買付予定数の下限の引き上げができることがありますから、取引の実施を確実に遂行すべく、本ストラクチャー変更前と同様、不応募合意株式は本公司開買付けには不応募のままでし、本スクイーズアウト手続の完了後に実施することを予定しております。もっとも、再出資に係る新SPCにおける株式引受の事務手続の効率性の観点から、本再出資のタイミングを1度にまとめるべく、本再出資（応募合意株主）についても、本再出資（不応募株主）と同様に本スクイーズアウト手続の完了後に実施する可能性もあります。）。また、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計は、本再出資（応募合意株主）及び本再出資（不応募合意株主）の完了時点において、総議決権の21.8%となることを想定しております。西村奨学財団は、新SPCが発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）の引受（以下「本A種優先株式引受」といいます。）（注9）を、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスは、新SPCが発行する普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の引受（以下「本普通株式引受」といいます。）（注10）及びB種優先株式（以下「本B種優先株式」といいます。）の引受（以下「本B種優先株式引受」といいます。）（注11）を行う予定です。本再出資を実施する理由は下記（注12）をご参照ください。

- (注9) 本A種優先株式は、議決権付株式とし、優先配当権、残余財産優先分配請求権、取得請求権及び取得条項が付される予定です。本A種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、第2回買付価格変更（以下で定義します。以下同じです。）後の本公司開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公司開買付価格」といいます。）と同一の価格である2,600円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、また、本普通株式及び本A種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村奨学財団が本A種優先株式引受を行う理由は、公益法人が財産の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産を取得した場合において、公益法人が取得した買換資産を財産の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間内に、公益目的事業の用に直接供することが求められるところ、西村奨学財団が、本取引に係る資金の借入れとの関係で一定期間配当の支払いが制限される普通株式のみを引き受けた場合、配当収入の確実な見込みがないものとしてかかる要件を満たさないと考えられるため、優先配当権が付された本A種優先株式引受により、西村奨学財団が本再出資後もかかる要件を満たし、存続可能とすることを企図したものです。そのため、本A種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、取得の対価として、本A種優先株式に係る払込金額の総額を当該時点における本普通株式1株あたりの時価で除した数の本普通株式を交付する仕組みとする予定です。
- (注10) 本普通株式引受における本普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、第2回買付価格変更後の本公司開買付価格と同一の価格である2,600円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。
- (注11) 本B種優先株式は、無議決権株式とし、取得請求権及び取得条項が付される予定ですが、優先配当権及び残余財産優先分配請求権は付与しない予定です。本B種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、第2回買付価格変更後の本公司開買付価格と同一の価格である2,600円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定あり、また、本普通株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが本B種優先株式引受を行うこととする理由は、取得請求権及び取得条項を通じて、企業価値が一定程度上がった場合のみ議決権株式を所有することができる設計とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに、本取引後の対象者の企業価値向上に向けたインセンティブを有してもらいつつ、本再出資後のLumina International Holdings（下記「(2) 本公司開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公司開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じで

す。) の新SPCに対する議決権割合を高めることにより、本公開買付価格を最大化することを企図したものです。具体的には、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、企業価値が一定程度上がるまでは取得の対価をなしとしつつ、企業価値が一定程度以上まで上がった場合には企業価値が上昇するにつれ、取得の対価として、交付される本普通株式の比率が段階的に上昇する仕組みとする予定です。そのため、本B種優先株式引受けは、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、公開買付者は、本公開買付け成立後も西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが引き続き議決権を保有することで、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けるメリットが存在すると考えているため、本再出資に際して、一部は本普通株式とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに引き続き議決権を保有してもらうこととしております。

<中略>

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとなります。

なお、以下のパーセンテージは議決権比率を指します。また、公開買付者は、本取引に係る以下の一連の取引の実行後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを想定しております。

I. 本公開買付けの成立前（現状）

<中略>

II. 本公開買付け成立後（2026年2月中旬）

<中略>

III. 本再出資（応募合意株主）（2026年2月下旬～3月）（予定）

<中略>

IV. 本再出資後（応募合意株主）（2026年2月下旬～3月）（予定）

<中略>

V. 本スクイーズアウト手続後（2026年5月中旬）（予定）

<中略>

VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年5月下旬～6月）（予定）

<中略>

VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年5月下旬～6月）（予定）



<中略>

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3D Investment Partners Pte. Ltd. (3DIP)（以下「3DIP」といいます。）に事業を統合したことに伴い、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てをHibiki Path Advisors SPC（以下「新ひびき」といいます。（注14））に譲渡（以下「ひびき間株式譲渡」といいます。）する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本応募契約（ひびき）の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う本応募契約（ひびき）の変更に関する合意書（以下「本合意書（本応募契約（ひびき））」といいます。）を締結いたしました。なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、旧ひびきは、新ひびきに対し、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てを無償で譲渡する予定であるため、新ひびきが法第27条の2第1項1号に規定される特別関係者に該当するか否かにかかわらず、当該譲渡は、法第27条の5第1項が禁止する公開買付けによらない買付け等に該当せず、同項に抵触するものではないと考えているとのことです。また、公開買付者は、対象者が2026年1月14日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年1月14日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、2026年1月13日付で、KKR（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理

由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。)から2026年1月13日付意向表明書(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。)を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することといたしました。

(注14) なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、新ひびきは3DIPの傘下の法人であり、旧ひびきと同一のグループに属する法人ではないとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付価格(2,520円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した本公開買付け開始時点の本公開買付価格(1,960円)に更なる上乗せをした公正・妥当な価格であると考えておりましたが、本買付価格変更後、KKRから対象者に対して2026年1月13日付意向表明書が提出され、2026年1月28日時点において、対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格(2,520円)を上回って推移している状況に鑑みると、本公開買付けを成立させるためには、本公開買付価格(2,520円)をさらに引き上げる必要があると認識しております。2026年1月14日付対象者プレスリリースによれば、KKR提案取引の1株当たり株式価値(公開買付価格)は3,100円とされていることであり、公開買付者としても、2026年1月28日時点において、当該価格と同等の水準に本公開買付価格を引き上げる余地を検討しております。他方で、KKR公開買付けの開始には複数の前提条件が設けられていることであり、実際にKKR公開買付けが開始されるか否かは定かではなく、KKR公開買付けが開始されない状況においては、対象者の株主としては、早期かつ確実な売却機会を得るために当該価格と同等の水準に満たない価格であっても本公開買付けに応募することを希望する可能性もあること、及び2026年1月28日時点の公開買付者による本公開買付価格の引き上げ余地の検討状況を踏まえ、公開買付者は、2026年1月28日付で、本公開買付価格を2,600円に引き上げること(以下「第2回買付価格変更」といいます。)を決定いたしました。なお、公開買付者、Lumina International Holdings及び西村家株主は、第2回買付価格変更によるCVCファンドからの出資額の増加に伴い、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計が、本再出資(応募合意株主)及び本再出資(不応募合意株主)の完了時点において、総議決権の21.8%となることにつき合意しております。

また、対象者は、2026年1月28日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」(以下「2026年1月28日付業績予想プレス」といいます。)を公表いたしました。

これらを受け、公開買付者は、第2回買付価格変更及び対象者が2026年1月28日付業績予想プレスを公表したこととに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月28日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年2月12日まで延長することといたしました。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3DIPに事業を統合したことに伴い、ひびき間株式譲渡を実施する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本合意書（本応募契約（ひびき））を締結いたしました。また、公開買付者は、対象者が公表した2026年1月14日付対象者プレスリリースにおいて、対象者が、2026年1月13日付で、KKRから2026年1月13日付意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することといたしました。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3DIPに事業を統合したことに伴い、ひびき間株式譲渡を実施する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本合意書（本応募契約（ひびき））を締結いたしました。また、公開買付者は、対象者が公表した2026年1月14日付対象者プレスリリースにおいて、対象者が、2026年1月13日付で、KKRから2026年1月13日付意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することといたしました。

また、公開買付者は、本公開買付価格（2,520円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した本公開買付け開始時点の本公開買付価格（1,960円）に更なる上乗せをした公正・妥当な価格であると考えておりましたが、本買付価格変更後、KKRから対象者に対して2026年1月13日付意向表明書が提出され、2026年1月28日時点において、対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格（2,520円）を上回って推移している状況に鑑みると、本公開買付けを成立させるためには、本公開買付価格（2,520円）をさらに引き上げる必要があると認識しております。2026年1月14日付対象者プレスリリースによれば、KKR提案取引の1株当たり株式価値（公開買付価格）は3,100円とされていることであり、公開買付者としても、2026年1月28日時点において、当該価格と同等の水準に本公開買付価格を引き上げる余地を検討しております。他方で、KKR公開買付けの開始には複数の前提条件が設けられていることであり、実際にKKR公開買付けが開始されるか否かは定かではなく、KKR公開買付けが開始されない状況においては、対象者の株主としては、早期かつ確実な売却機会を得るために当該価格と同等の水準に満たない価格であっても本公開買付けに応募することを希望する可能性もあること、及び2026年1月28日時点の公開買付者による本公開買付価格の引き上げ余地の検討状況を踏まえ、公開買付者は、2026年1月28日付で、第2回買付価格変更を決定いたしました。なお、公開買付者、Lumina International Holdings及び西村家株主は、第2回買付価格変更によるCVCファンドからの出資額の増加に伴い、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計が、本再出資（応募合意株主）及び本再出資（不応募合意株主）の完了時点において、総議決権の21.8%となることにつき合意しております。

また、対象者は、2026年1月28日付で、2026年1月28日付業績予想プレスを公表いたしました。

これらを受け、公開買付者は、第2回買付価格変更及び対象者が2026年1月28日付業績予想プレスを公表したことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月28日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年2月12日まで延長することといたしました。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月上旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年4月中旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から2026年 <u>1月29日</u> （木曜日）まで（81営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から2026年 <u>2月12日</u> （木曜日）まで（90営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき、金2,520円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者に対して2025年5月下旬から7月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,503円)並びに同日までの過去1ヶ月、同過去3ヶ月及び同過去6ヶ月の終値単純平均値(1,436円、1,422円及び1,378円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会及び本特別委員会による本公開買付けへの賛同及び株主の皆様への応募推奨の可否並びに本公開買付けの成立の見通しも考慮し、最終的に2025年9月10日に本買付価格変更前の本公開買付価格を1,960円とすることを決定いたしました。</p> <p>本買付価格変更前の本公開買付価格である1,960円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して30.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して36.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して37.83%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して42.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付価格変更前の本公開買付価格である1,960円は、本書提出日の前営業日である2025年9月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,257円に対して13.16%のディスカウントを行った価格となります。</p> <p>また、公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,960円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておきましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月27日付で、本買付価格変更を決定いたしました。</p> <p>本買付価格変更後の本公開買付価格である2,520円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して67.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して75.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して77.22%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して82.87%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,520円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</p> <p>なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本買付価格変更前の本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。また、公開買付者は、上記「3買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載の本買付価格変更の経緯を踏まえて、本買付価格変更後の本公開買付価格を決定したものであり、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い<u>81</u>営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より长期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>
-------	--

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき、金2,600円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者に対して2025年5月下旬から7月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,503円)並びに同日までの過去1ヶ月、同過去3ヶ月及び同過去6ヶ月の終値単純平均値(1,436円、1,422円及び1,378円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会及び本特別委員会による本公開買付けへの賛同及び株主の皆様への応募推奨の可否並びに本公開買付けの成立の見通しも考慮し、最終的に2025年9月10日に本買付価格変更前の本公開買付価格を1,960円とすることを決定いたしました。</p> <p>本買付価格変更前の本公開買付価格である1,960円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して30.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して36.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して37.83%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して42.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付価格変更前の本公開買付価格である1,960円は、本書提出日の前営業日である2025年9月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,257円に対して13.16%のディスカウントを行った価格となります。</p> <p>また、公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,960円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりますが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月27日付で、本買付価格変更を決定いたしました。</p> <p>本買付価格変更後の本公開買付価格である2,520円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して67.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して75.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して77.22%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して82.87%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,520円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</p>

	<p>また、公開買付者は、本公開買付価格（2,520円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した本公開買付け開始時点の本公開買付価格（1,960円）に更なる上乗せをした公正・妥当な価格であると考えておりますが、本買付価格変更後、KKRから対象者に対して2026年1月13日付意向表明書が提出され、2026年1月28日時点において、対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格（2,520円）を上回って推移している状況に鑑みると、本公開買付けを成立させるためには、本公開買付価格（2,520円）をさらに引き上げる必要があると認識しております。2026年1月14日付対象者プレスリリースによれば、KKR提案取引の1株当たり株式価値（公開買付価格）は3,100円とされていることであり、公開買付者としても、2026年1月28日時点において、当該価格と同等の水準に本公開買付価格を引き上げる余地を検討しております。他方で、KKR公開買付けの開始には複数の前提条件が設けられていることがあり、実際にKKR公開買付けが開始されるか否かは定かではなく、KKR公開買付けが開始されない状況においては、対象者の株主としては、早期かつ確実な売却機会を得るために当該価格と同等の水準に満たない価格であっても本公開買付けに応募することを希望する可能性もあること、及び2026年1月28日時点の公開買付者による本公開買付価格の引き上げ余地の検討状況を踏まえ、公開買付者は、2026年1月28日付で、第2回買付価格変更を決定いたしました。</p> <p>第2回買付価格変更後の本公開買付価格である2,600円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して72.99%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して81.06%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して82.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して88.68%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、第2回買付価格変更後の本公開買付価格（2,600円）は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</p> <p>なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本買付価格変更前の本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載の本買付価格変更及び第2回買付価格変更の経緯を踏まえて、本買付価格変更及び第2回買付価格変更後の本公開買付価格を決定したものであり、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い90営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金（円）(a)	101,977,399,440
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（円）(b)	260,000,000
その他（円）(c)	40,000,000
合計（円）(a)+(b)+(c)	102,277,399,440

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（40,467,222株）に、本公開買付価格（2,520円）を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

買付代金（円）(a)	105,214,777,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（円）(b)	260,000,000
その他（円）(c)	40,000,000
合計（円）(a)+(b)+(c)	105,514,777,200

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（40,467,222株）に、本公開買付価格（2,600円）を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間: 12ヶ月(期限一括弁済) 金利 : 年利0.25% 担保 : 対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン 20,000,000
計(b)				60,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、600億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年1月14日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間: 12ヶ月(期限一括弁済) 金利 : 年利0.25% 担保 : 対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン 20,000,000
計(b)				60,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、600億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年1月27日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年2月5日（木曜日）

(訂正後)

2026年2月19日（木曜日）

(4) 【株券等の返還方法】

(訂正前)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(訂正後)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けうこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

第5【対象者の状況】

6【その他】

(訂正前)

<前略>

(2) 「2026年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度廃止に関するお知らせ」

対象者は、2025年9月10日開催の取締役会において、本公開買付けが開始される予定であることを踏まえ、2025年8月7日に公表した2026年3月期の配当予想を修正し、2026年3月期の中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに本公開買付けが成立することを条件に、2026年3月期より株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年9月10日付で公表した「2026年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

(2) 「2026年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度廃止に関するお知らせ」

対象者は、2025年9月10日開催の取締役会において、本公開買付けが開始される予定であることを踏まえ、2025年8月7日に公表した2026年3月期の配当予想を修正し、2026年3月期の中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに本公開買付けが成立することを条件に、2026年3月期より株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年9月10日付で公表した「2026年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年1月28日付で、2026年1月28日付業績予想プレスを公表しております。当該公表に基づく概要是以下のとおりです。なお、以下の内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については当該公表の内容をご参照ください。

2026年3月期 連結業績予想の修正（2025年4月1日～2026年3月31日）

	売上高 百万円	営業利益 百万円	経常利益 百万円	親会社株主に帰属する当期純利益 百万円	1株当たり当期純利益 円
前回発表予想 (A)	84,320	3,500	4,180	2,810	62.25
今回修正予想 (B)	78,600	2,700	3,600	2,100	46.53
増減額 (B-A)	△5,720	△800	△580	△710	＝
増減率 (%)	△6.8	△22.9	△13.9	△25.3	＝
(ご参考) 前期実績（2025年3月期）	76,183	1,028	2,180	1,859	41.27